

秋田県立大学 図書館だより



No. 12 2006.1

》》》》》》》》》 目次 《《《《《《《《《

私の読書ことはじめ

総合科学教育研究センター長 田中 平八.....	1
図書館と著作権.....	3
新 OPAC の使い方	4
図書館からのお知らせ.....	6



私の読書ことはじめ

総合科学教育研究センター長 田中 平八

(総合科学教育研究センター教授)

阪本一郎氏(1953)は、読書傾向を基準とした興味深い発達段階説を提案している。それは、昔話期(4~6歳)、寓話期(6~8歳)、童話期(8~10歳)、物語期(10~15歳)、文学期(15歳~)、思想期(17歳~)の順となっている。言われてみると納得のいく発達段階である。ただし、ビデオやファミコンなどが生活の多くを占めるようになり、活字離れが激しい現代の子どもに、そのままあてはまるかはむしろかしいところであろう。

私のばあいはというと、これも最初はあては

まらない。5歳ごろまで疎開先の千葉で母親とそのまま過ごして、とても絵本なんて環境にはほど遠かった。現地のことばをしゃべり始めたというのであわてた母親が東京の自宅へ私を連れ帰って、それから活字との生活が始まるようになる。

それでも私のうちには本はほとんどなかった。年の離れた姉の女学校での参考書が数冊残っているぐらいのものだった。そのうち歴史の図鑑は楽しくてくりかえしながら読んでいた。代々の服装や美術品、桂離宮などが載っていた。古事記

の解説書があり、いつかはこんなむずかしいことを勉強するのかなと身構えたのを覚えている。

そのうち「少年」という月刊誌を買ってもらった。「鉄腕アトム」が連載され毎号楽しみであった。マンガとの出会いである。マンガとのつきあいは息子経由で今でもつづいている。「少年ケニア」という絵物語もあったような気がする。字がいっぱいこの方式は現在ではすたれている。懸賞に応募して鉛筆が当たった。はじめて名前が活字として掲載されたのがうれしいような気持ちであった。

活字に飢えていた私はいろいろなつてを頼って本を探した。道路向かいの子のうちには、なぜか漱石全集があった。例の赤と黒の地模様の本格的なやつである。「猫」を読んだがさすがに歯がたたず、何がおもしろいのか理解できなかった。このいえでは「平凡」をとって大人の世界をのぞくことができた。山手樹一郎の連載が載っていたような気がする。

そのうち、学校の図書室が利用できるようになった。ピンクの表紙の大判の童話集が気に入って夢中になって読んだ。二宮金次郎の姿で電信柱にぶつかったのを覚えている。やっと発達段階相応になってきたわけである。虫が好きというわけではないが、「ファーブルの昆虫記」にも関心があった。スカラベって言うのでしたっけ、ふんころがしの生態を興味深く読んだ。

何という題名か忘れたが繰り返し読んだ本がある。会話体できている本で、理科のノウハウを主人公の小学生とお兄さんとのやりとりで進めていく。簡単な実験も含まれていた。蒸しパンができたから休憩にしようというのも時代そのままである。理科だけは成績のよい小学生時代であった。

中学へいくと図書委員になった。といってもろくな者ではなく、空いた図書室で紙つぶてとほうきで野球をやったりしていた。

友達が貸してくれた「アルセーヌ・ルパンの冒険」には夢中になった。庭をはさんでルパンが撃たれ忍び合いとなるシーンには手に汗をにぎった。ルパンの乗る原付自転車がさっそうとしてかっこよかった。

「ラ製」と呼ばれた「ラジオの製作」という雑誌にも熱中した。まだ真空管の時代である。秋葉原の電気街に部品を買いに行き、飽きずに作っては再生をくりかえした。

高校生になると、人並みに文学に回帰した。太宰を読み、梶井の「檸檬」を読んだ。しかし、耽読していたかというところでもなかった。北杜夫、どくとのマンボウが気に入って全巻購入して読んでいる。

「チャーリーブラウン」の原本をたまたま紀伊国屋で手に入れ気に入って集めるようになった。鶴書房の翻訳の出るずっと前のことである。口語の英語はむずかしく意味がとれないこともあった。コレクションは絵本や事典にまで及んだ。本棚一段に並んだ本を計算したら、安い中古車を買える金額になり驚いたことを覚えている。当時洋書は高かった。

山本周五郎は文字通り人生の指針であった。思春期のナルチスティックに揺れ動く心情を支えてくれた。「長い坂」、「縦の木は残った」、「さぶ」書架には全作品が並んでいる。今でも読み返すことがある。

漱石ももちろん読み直した。最後は、阪本氏の発達段階によりを戻すことになったわけである。

図書館と著作権

図書館は知識、情報を提供する場です。そのため、様々な場面で情報源である著作物に付随する著作権が関わってきます。

ここでは図書館のサービスにおいて著作権が関係することについて、いくつかご紹介します。

○ 図書館での複写に申請が必要な理由

図書館内での複写は著作権法第31条で規定されています。図書館での複写は、

- ・ 調査研究を目的とする複写であること
- ・ 一人につき一部の複写であること（同じ部分を何枚も複写することはできません）
- ・ 公表された著作物の一部分（おおむね半分までと解釈されています）であること
- ・ 図書館が複写の主体であること

等々、その複写の目的、対象物、範囲が限定されています。これらの条件が守られた複写が厳密になされるためには、本来ならば図書館が申込者の申請を受けて複写するというプロセスが必要なのですが、コイン式コピー機によるセルフサービスが普及した現在では難しいのが現状です。

そのため、図書館での複写に際しては複写の申請書を提出してもらい、法に則した複写であることを確認する必要があります。

なお、コンビニエンスストア等にあるセルフコピーサービスは著作権法第30条、私的使用の範疇になり、「一部分のみ」というような限定はありません。しかし個人的な利用だからと言って、どこまでも野放図な複写が許されるわけではなく、著作者の権利に配慮した利用を心がけることが大切です。

○ 図書館でビデオやDVDの館外貸出ができない理由

映画などの映像著作物は多数の著作権者が存在するため、個々の作品について貸出提供利用の許諾を得ることは大変困難です。

著作権法第38条第5項において、著作権者へ補償金を支払うことで（通常これはソフトの価格に上乗せする形で支払われます）個々の著作権者の許諾を必要とせずに映像資料を貸出提供することが認められている施設が規定されています。

この規定の中に市立図書館や県立図書館などの公共図書館は含まれますが、大学図書館は認められていないため、映像資料は館内閲覧利用のみに限定されています。

○ 当館で雑誌の最新号の館内複写をお断りしている理由

著作権法では、前述したように資料の一部分（最大半分まで）しか複写が許されていません。雑誌では記事の半分までとなりますが、それでは複写する意味をなさないことが多く、正確に記事の半分だけを複写するというのも難しいため、雑誌の最新号の複写はお断りしています。

著作権法第31条第1項において「発行後相当期間を経過した定期刊行物」であれば全部の複写が可能となっておりますので、最新号以外の複写は受付しております。

この「発行後相当期間」の解釈ですが、月刊誌、週刊誌等については次の号が発行された時点、発行ペースが3ヶ月以上になるものについては、発行後3ヶ月とみなされています。

新 OPAC の 使 い 方

図書館の図書管理システムが更新されたことに伴い、OPACが新しくなりました。

新 URL : <http://libwww.akita-pu.ac.jp/mylimesio/search/search-input.do>

簡易検索

「こんなテーマに関してどんな本があるか?」といった、大雑把な検索からピックアップしていく探し方の時に便利です。

この「タブ」をクリックして簡易検索・詳細検索を切り替えます

入力窓にタイトルの一部、著者名などのキーワードを入力して下さい。スペースで区切ってキーワードを複数入れると AND 検索になります。

チェックボタンを選択することで、本の所在別（キャンパス別）に検索したり、他の大学や研究機関の所蔵状況を調べることが可能です。（他大学の蔵書を取り寄せたい場合は図書館までご相談下さい。）

秋田県立大学図書館

検索条件入力

簡易検索 | 詳細検索

検索

分館指定: 秋田 本荘 大湯

対象データベース: 大学所蔵 NACSIS 目録

一覧表示方法: タイトル順

10件ずつ

マイライブラリ

Copyright (c) 1994-2005 RICOH COMPANY, LTD. All Rights Reserved

- 検索欄にタイトルの一部、著者名、探したいものに関するキーワードなど、自由に入力して検索することができます。（ISBN 等の標準番号で探す場合は、次頁の詳細検索をご利用下さい。）
- 目的とする資料がはっきりしている場合や、いくつかの項目を掛け合わせた検索をしたい、といった場合は、次頁の詳細検索で検索して下さい。
- タイトル等、わずかな違いで検索にヒットしない場合があります。少しでも曖昧な部分があったら、確実なキーワードのみを組み合わせで検索するなど、様々な方法を試してみましょう。
- 図書館の OPAC 端末にマニュアルを置いてありますので、どうぞご利用下さい。

※検索結果の個人的な利用（ブックマークした検索結果一覧の送信等）、貸出中資料の予約、貸出状況の確認等のマイ・ライブラリ機能については、現在調整中となっており、利用できません。いましばらくお待ち下さるようお願いいたします。

詳細検索

目的の資料の情報が明確で、「これを探している」とはっきりしている場合に便利です。

各種項目別キーを入力して検索することができる検索画面です。項目と項目を組み合わせて厳密な検索結果を出すことができます。

検索結果は…

検索結果一覧のタイトル部分がリンクになっています。クリックすると、その資料に関する詳細情報が見られます。

図書館からのお知らせ

※ 図書館の資料の取り扱いについて

返却されてきた資料の中に、濡らして乾いた跡がある、表紙の一部が破れているなど、汚損した状態で戻ってくる場合があります。

図書館の資料は個人の所有するものではなく、皆さんで共有して利用するためにあるものです。他の利用者も快適に利用できるよう、図書館の資料は大切に取り扱い、汚さないようにご利用下さい。

汚損がひどく、その資料がこれ以上利用することができないと判断される場合は、同じ資料を購入して弁償していただきますのでご注意ください。

また、貸出図書の返却の遅れが目立っています。返却期限日は守るようにして下さい。

図書館の資料は自分だけが使うものではないことを念頭に置き、ルールやマナーを守ってご利用下さるようお願いいたします。

※ 1月～3月の図書館開館スケジュール

2006年1月							2006年2月							2006年3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

<input type="checkbox"/>	平日	～1月13日、2月13日～3月 1月16日～2月10日	9:00～17:00 9:00～19:00	17:00～22:00 (無人開館) 19:00～22:00 (無人開館)
<input type="checkbox"/>	土日祝日	～1月9日、2月11日～3月 1月14日～2月5日		9:00～17:00 (無人開館) 9:00～19:00 (無人開館)

◎2月28日(火)は館内整理日のため、9:00～17:00閉館、17:00～22:00無人開館となります。

秋田県立大学 図書館だより No.12 2006年1月発行

秋田県立大学 図書・情報センター <http://www.akita-pu.ac.jp/library/lib.html>

●秋田キャンパス

〒010-0195

秋田市下新城中野字街道端西 241-7

TEL018-872-1561 FAX018-872-1674

E-mail:a_library@akita-pu.ac.jp

●本荘キャンパス

〒015-0055

本荘市土谷字海老ノ口 84-4

TEL0184-27-2049 FAX0184-27-2185

E-mail:h_library@akita-pu.ac.jp

※ご意見・ご要望等をお寄せください。